

学校法人明星学苑個人情報取扱規程

2020年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明星学苑個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）に基づき、学校法人明星学苑（以下「学苑」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義及び適用)

第2条 この規程に定める用語の定義は、別表第1に定める。

(対象)

第3条 この規程の対象とする個人情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生・生徒・児童・園児情報
- (2) 教職員情報（役員等含）
- (3) 保護者情報
- (4) その他個人情報として管理が必要な情報

(責務)

第4条 学苑の業務に従事する教職員は、保護規程及び学苑が定める個人情報保護に関する規程等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。

(個人情報取扱責任者)

第5条 学苑の個人情報を適正に管理・運用するため、個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は以下の者をもって充てる。

- (1) 理事長室
理事長室長
- (2) 学苑・大学管理局、内部監査室及びハラスメント調査室
学苑・大学管理局長
- (3) 大学
大学事務局長
- (4) 府中校
府中校事務ユニットリーダー

(個人情報運用管理責任者)

第6条 個人情報保護対策を所管部署において実施・運用するため、個人情報運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置く。

2 運用管理責任者は以下の者をもって充てる。

- (1) 理事長室
ユニットリーダー、グループリーダー
- (2) ハラスメント調査室、内部監査室及び学苑・大学管理局
ハラスメント調査室長、内部監査室長、各ユニットリーダー、各グループリーダー
- (3) 大学
各学部長、各研究科長、全学共通教育委員会委員長、各附属教育研究機関の長、各ユニットリーダー
- (4) 府中校
高等学校教頭、中学校教頭、小学校副校長又は教頭、幼稚園教頭、各ユニットリーダー

(個人情報運用管理者)

第7条 個人情報保護対策を各部署において実施・運用するため、個人情報運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、以下の者をもって充てる。

- (1) 理事長室
各チームリーダー
- (2) ハラスメント調査室、内部監査室及び学苑・大学管理局
各チームリーダー（ハラスメント調査室、内部監査室には置かない。）
- (3) 大学
各学科主任、各全学共通教育委員会部会主任、各チームリーダー
- (4) 府中校
前条に定める運用管理責任者が指名した者

(個人情報教育・研修責任者)

第8条 学苑の教職員に、個人情報保護に関する規程等を理解させ、学苑における個人情報保護について教育・研修するため、個人情報教育・研修責任者（以下「教育・研修責任者」という。）を置く。

2 教育・研修責任者は以下の者をもって充てる。

(1) 理事長室、ハラスメント調査室、内部監査室及び学苑・大学管理局

学苑・大学管理局長

(2) 大学

大学事務局長

(3) 府中校

府中校事務ユニットリーダー

(関連細則等)

第9条 この規程に基づき、学苑における個人情報を適正に管理・運用するため、次の各号に定める細則等を定める。

(1) 学校法人明星学苑学生・生徒・児童・園児情報取扱細則

(2) 学校法人明星学苑教職員情報取扱細則

(3) 学校法人明星学苑個人情報物理管理に係る細則

(4) 学校法人明星学苑個人情報開示・訂正等及び利用停止等取扱細則

(5) 学校法人明星学苑個人情報に関する苦情・相談に係る取扱内規

(6) 学校法人明星学苑個人データ委託に関する内規

(利用目的の特定)

第10条 教職員は、個人情報を取扱うにあたって、学苑の業務の遂行上必要な範囲内で、個人情報の利用目的をできる限り具体的、個別的に特定しなければならない。

2 教職員は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、個人情報の利用目的の変更を行ってはならない。

3 前項に定める相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲についての判断は、保護規程第6条に定める個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）が行う。

(目的外利用の禁止)

第11条 教職員は、情報主体の同意を得た利用目的の範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、管理責任者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除く。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒・児童・園児の健全な育成推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 教職員は、情報主体の同意を得た利用目的と異なる目的で当該個人情報を利用する場合、改めて当該情報主体の同意を得るものとする。

3 利用目的の範囲内か否かについて疑義が生じた場合は、管理責任者が判断するものとする。

(個人情報収集の原則)

第12条 教職員は、個人情報を収集する場合、利用目的の達成に必要な限度において、適切かつ公正な手段によって取得しなければならない。

2 教職員は、法令等に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる要配慮個人情報は収集しないものとする。

(1) 人種

(2) 信条

(3) 社会的身分

(4) 病歴

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること

(8) 健康診断その他の検査の結果

(9) 保健指導、診療・調剤情報

(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の手續が行われたこと

(11) 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手續が行われたこと

(収集の届出)

第13条 運用管理者は、学苑の業務の遂行上、新たに個人情報を収集する場合、あらかじめ次の各号に掲げる事項を管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 利用目的
- (3) 収集の対象者
- (4) 収集方法
- (5) 記録項目
- (6) 記録の形態
- (7) その他管理責任者が必要と認めた事項

2 運用管理者は、前項の規定に基づき届け出た事項を変更、又は廃止するときは、あらかじめこれを運用管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

(収集の方法)

第14条 教職員は、次の各号に掲げる基準に基づき、個人情報を収集するものとする。

- (1) 情報収集時の項目は、曖昧又は不正確な表現、及び誤解を招く表現を避ける。
- (2) 情報主体に関して相反する収集内容がある場合、正誤を情報主体に確認する。
- (3) 収集する個人情報は、利用目的の達成のために必要な項目のみとする。

(利用目的の明示)

第15条 教職員は、個人情報を収集する場合、あらかじめ公表している場合を除き、速やかに、次の各号に掲げる事項を情報主体に通知又は公表するものとする。

- (1) 当該個人情報の利用目的
- (2) 当該個人情報の管理者
- (3) 当該個人データの第三者への提供を行うことが予定される場合は、その旨

2 情報主体から直接書面（電子的方式等を含む。）により当該情報主体の個人情報を取得する場合は、あらかじめ前項第1号から第3号に定める事項を明示しなければならない。

(利用目的の通知の方法)

第16条 利用目的の通知の方法は、情報主体に口頭、書面、又は電子メール等で個別に伝達することとする。

2 公表の方法は、学苑の掲示板やホームページに継続して掲示するなど、情報主体が容易に知り得る状態に置くこととする。

3 教職員は、情報主体に利用目的を通知又は公表する場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 一般に理解できるような文面で情報主体に伝える。
- (2) 情報主体が必要とする内容を伝える。
- (3) 利用目的の明示に複数の言語を使用する場合、告知内容に差異が生じないようにする。

(同意)

第17条 教職員は、当該個人情報の利用目的について、できる限り情報主体の同意を得るものとする。

(学外への持ち出し禁止)

第18条 教職員は、原則として、個人情報を学外に持ち出してはならない。

2 個人情報の学外への持ち出しに関して必要な事項は、別に定める。

(個人情報の安全管理)

第19条 運用管理者は、個人情報を安全に管理するため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 不要となった個人情報の廃棄又は消去

2 個人情報の安全管理のために必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報物理管理に係る細則に定める。

(個人データの適正管理)

第20条 各部署は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 各部署は、保有する必要がなくなった個人データは、速やかに廃棄又は消去するものとする。

3 個人データの廃棄又は消去のために必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報物理管理に係る細則に定める。

(情報システムにおける個人データベース等の安全管理)

第21条 情報システムにおける個人データベース等を保有する各部署は、当該個人データベース等を漏えい又は不正アクセス等の危険に対し、技術面において必要な措置を講じなければならない。

(委託先の選定)

第22条 各部署は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの一部又は全部を委託する場合は、個人データの安全管理について十分な措置を講じているものを委託先とする。

2 委託先の選定について必要な事項は、学校法人明星学苑個人データ委託に関する内規に定める。

(契約内容)

第23条 個人データを委託する場合は、次の各号に掲げる内容を契約書に規定するものとする。

(1) 個人データの漏えい等の事故が発生した際の委託先の責任に関する事項

(2) 個人データの安全管理に関する事項

2 委託契約について必要な事項は、学校法人明星学苑個人データ委託に関する内規に定める。

(第三者への提供)

第24条 教職員は、法令等に定めのある場合を除き、あらかじめ情報主体の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならない。

2 学苑は、第三者に提供される個人データについて、情報主体の求めに応じて当該個人データを提供することを停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項をあらかじめ情報主体に通知し、又は情報主体が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者へ提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 情報主体の求めに応じて、当該情報主体が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人データの第三者への提供について必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報保護規程第16条に定める。

(保有個人データの開示請求)

第25条 教職員は、情報主体から、当該情報主体の識別される保有個人データの開示を求められた場合、原則として、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該保有個人データの一部又は全部を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判断、選考、又は指導等に関する保有個人データであって、開示することにより、本学の教育、研究又は事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある場合

(2) 法令等の規定により開示することができない場合

(3) 開示請求の対象となる個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合

(4) 開示することにより本学の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある場合

2 当該保有個人データの開示・非開示については、文書で当該情報主体に通知するものとする。

3 開示請求に関する必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報開示・訂正等及び利用停止等取扱細則に定める。

(保有個人データの訂正等)

第26条 教職員は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データ内容の訂正、追加、又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合は、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。ただし、前条第1項ただし書きに定める事項に準ずる場合は、訂正等を行わないことができる。

2 当該保有個人データの訂正等を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該情報主体に書面で通知するものとする。

3 訂正等について必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報開示・訂正等及び利用停止等取扱細則に定める。

(保有個人データの利用停止)

第27条 教職員は、情報主体から、当該情報主体が識別される保有個人データの利用停止を求められた場合、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、第25条第1項ただし書きに定める事項に準ずる場合は、利用停止依頼を拒否することができる。

2 当該保有個人データの利用停止を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該情報主体に書面で通知するものとする。

3 利用停止について必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報開示・訂正等及び利用停止等取扱細則に定める。

(不服申立て)

第28条 教職員は、情報主体から第25条、第26条及び第27条に定める保有個人データの開示、訂正等、又は利用停止の請求に対する措置に不服があった場合、速やかに対応するものとする。

2 不服の申立てについて必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報に関する苦情・相談に係る取扱内規に

定める。

(苦情及び相談の取扱い)

第29条 教職員は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談があった場合、適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 苦情・相談窓口は、学苑・大学管理局総務チームとする。

3 苦情・相談の取扱いについて必要な事項は、学校法人明星学苑個人情報に関する苦情・相談に係る取扱内規に定める。

(規程の所管)

第30条 この規程の所管は、学苑・大学管理局総務ユニットとする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学校法人明星学苑リスク管理・コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、常任理事(総務担当)が定める

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表第1

用語の定義

	用語	定義
1	個人情報	現在又は過去における学苑の学生・生徒等、教職員及び同窓生等の構成員及びこれらの関係者並びに学苑施設利用者に関する情報であって、学苑が業務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別される、又は識別され得るものをいう。
2	学生・生徒・児童・園児情報	設置校において、教育を受けている者、過去に教育を受けた者、教育を受けようとする者、過去に教育を受けようとした者の個人情報をいう。
3	教職員情報	学苑に従事する教員及び職員(専任・非常勤・嘱託・契約・パートタイマー・派遣社員等を含む。)の個人情報をいう。
4	保護者情報	学生・生徒・児童・園児の保護者又は保証人等に関する情報をいう。
5	各部署	学校法人明星学苑組織管理規程の規定に基づき設置された教育研究機関及び事務組織等をいう。
6	個人データベース等	氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構築したものをいう。

7	個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
8	保有個人データ	学苑が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。
9	委託	学苑が保有する個人データの一部又は全部を、情報処理、搬送代行、管理委託等のために学外の事業者に預けることをいう。委託した個人データは、委託先及びその再委託先まで学苑が管理責任を負うこととなる。
10	提供	学苑が、学苑以外の事業者(第三者)に、学苑が保有する個人情報データベース等を利用可能にすること。ただし委託を除く。
11	情報システム	いわゆるコンピューターを指すほか、個人情報を保存、管理するシステム、並びにその管理された情報の集合体に情報を新規登録、参照、修正、削除、検索及び出力等の操作を行うシステムをいう。
12	機密区域	個人情報が保管又は取扱われている、施設・設備・建物・フロアー・室・パーティションで区切られた箇所、ロッカー・キャビネット・引出し・金庫・その他開閉及び施錠可能な物及びこれに準ずるものが存在している区域をいう。
13	機密管理	取扱う者を特定し、個人情報を施錠可能な場所・物に保管等すること。
14	機密保持契約	情報漏えい対策として、取引の中で知り得た情報に関して守秘する事を義務付ける際に交わされる契約。
15	機密廃棄	当該個人情報等を廃棄する際、必ず運用管理者の承認を必要とする廃棄方法。